

改善資金の しおり

やる気のある
みなさんの
味方です!



林業・木材産業改善資金は

無利子の
融資です。

林業経営のレベルアップには、
何かと資金が必要。

でも、まとまった資金は借りづらいし、利子もばかになりません。そんなみなさんにちょっといい話。
林業・木材産業改善資金は無利子で資金をお貸しする、あなたの自主的な努力を支援していく制度です。制度のあらましと資金の内容をご紹介します。



対象となる人は？



1 林業に携わっているみなさん。

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など

※会社の場合、資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下のもの、または常時使用する従業者の数が300人以下のものに限られます。

2 木材製造業、木材卸売業または木材市場業を営んでいるみなさん。

※資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社、常時使用する従業者の数が100人(木材製造業を営む者にあつては300人)以下の会社もしくは個人、またはこれらの方が組織する団体に限られます。

貸付 限度額 は？

個人・会社・団体に貸付限度額が変わります。

林業の場合

個人

1,500万円



会社

3,000万円



団体

5,000万円



木材産業の場合

1億円



木材製造業、木材卸売業または木材市場業に係る事業を実施する場合

※ただし、都道府県知事が必要と認める場合においては、これらの貸付限度額にかかわらず、都道府県知事が農林水産大臣と協議して定めた額となります。

償還方法は？

償還期間内(最長10年)での均等年賦支払となります。

据置期間を設定することもできます(最長3年)。その場合は、償還期間から据置期間を差し引いた期間内での均等年賦支払となります。

※償還期間を1年以内とした場合は一時払となります。

償還期間及び据置期間には特例措置があります。→ 6頁 2

- 資金を借りる人は、連帯保証人を立てるか、担保を提供する必要があります。この内容は、都道府県によって異なります。
- 返済は貸付決定通知書の償還計画に従い確実に行って下さい。返済された資金は新たな貸付資金に充てられるため、滞ると次の貸付に支障が生じます。また、支払い期日を過ぎて返済されますと、延滞金額につき年12.25%の割合で日数計算された違約金が徴収されます。
- 資金を借りた人が災害に遭われたり、本人あるいは住居及び生計を一にする親族の死亡・疾病・負傷によって、返済が著しく困難と認められる場合には、支払の猶予が受けられます。

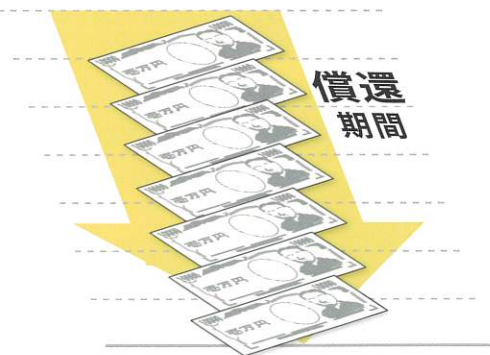
据置期間を使えば
ゆっくり返せるね

貸付資金



据置
期間

償還
期間



ご利用の際の 留意事項

- 事業の着工は、本資金の貸付けを受けた後でなければなりません(やむを得ない場合は、都道府県から貸付決定通知を受けた後)。
- 機械・施設等の購入の際、実際に支払う費用が、貸付けの対象金額となります。購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象になります。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、都道府県に無断で処分することはできません。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

できる！ こんなこと

新しい事業を始める、機械や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、さまざまな事業計画をサポートする資金、それが「林業・木材産業改善資金」です。

1 新たな林業部門の経営の開始

新たに素材生産事業、木炭生産やきのこ栽培などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合、新たに長伐期施業や複層林施業等を実施する場合があります。

また、森林認証を取得して行う林業経営も対象になります。

取り組みの例

● 林業の開始

新たに林業に参入する、自伐林業を開始するには、低コストとは言われつつも実際にはいろいろなものが必要です。作業用車、チェーンソーや刈払機、ウインチなどの器具・用具、安全確保のための装備品など、林業経営のために必要なあらゆるものを揃えるための資金の貸付けが受けられます。



● 森林施業の受委託の実施

長期の契約などにより新たに森林施業を委託する場合の委託料や、森林施業の受託事業を始める場合の機械・施設の導入に必要な資金の貸付けが受けられます。



● しいたけ栽培の開始

「都会からUターンして、親の跡を継いで林業を経営しているが、収入の安定のため、しいたけ栽培を始めたい」。このような場合に貸付けが受けられます。



● コンテナ苗生産の開始

「これまで、裸苗を生産していたが、新たにコンテナ苗の生産を始めたい」。このような場合に貸付けが受けられます。



ほかにも… ● 木炭生産の開始 ● 自動薪割機 など

2

林産物の新たな生産方式の導入

生産性の向上・品質の向上などに役立つ林業生産機械や木材加工施設を新たに導入する場合や、木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設が対象となります。また、機械や設備だけでなく、複数の森林所有者の森林を取りまとめて森林施業の集約化を始める場合なども対象になります。

取り組みの例

● 高性能林業機械の導入

全木集材された木材の枝払いや玉切りを行うことができるプロセッサなどの高性能林業機械の導入に貸付けが受けられます。高性能林業機械は、作業効率の向上、人件費の削減、労働災害の減少などに有効なため、素材生産の作業などに活用されています。



● 木質バイオマス利用施設の導入

製品生産までの過程で発生する木くずや樹皮などを木質バイオマスとしてエネルギー利用し、林産物の生産コストを低減するための取り組みとして、木くず焚きボイラーやこれを活用した木材乾燥施設、木質バイオマス発電施設などを導入する場合に貸付けが受けられます。



● 苗木運搬用ドローンの導入

「伐採跡地に再生林を行う際、苗木運搬の効率化、省力化を図るために苗木運搬用のドローンを導入したい」。このような場合に貸付けが受けられます。



● 森林施業の集約化の実施

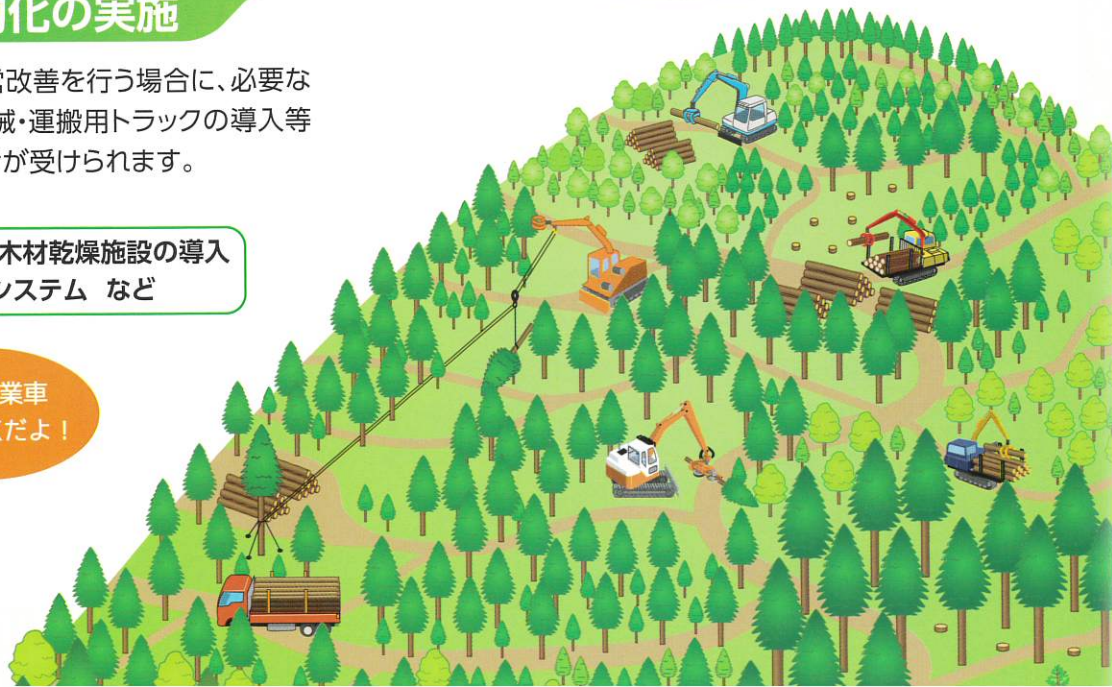
森林施業の集約化により経営改善を行う場合に、必要な調査、作業路の開設、林業機械・運搬用トラックの導入等のために必要な資金の貸付けが受けられます。

ほかにも…

- 林内作業車
- 木材乾燥施設の導入
- 原木径級測定システム など



林内作業車
だってOKだよ！



を活かしたさまざまな事業に活用できます。



アイデア次第で
いろいろ使えるよ

3

新たな販売方式の導入

物流コストの低減や売上高の向上に役立つシステムや設備を導入する場合や、ITを活用した販売方式が対象となります。また、機械や設備だけでなく、量的なまとまりを確保した取引手法の導入や、製品への付加価値向上のための取り組みも含まれます。

取り組みの例

● 販売管理システムの導入

原木市場が取引の利便性を向上させるため、原木市場と顧客をつなぐネットワークシステムを構築して、電子入札方式による販売、山元から製材工場などへの素材の直送を開始する場合に貸付けが受けられます。



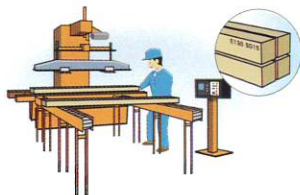
● 原木の安定供給の実施

原木供給に係る協定等により、取引先に対して原木を量的なまとまりをもって安定的に供給していく取り組みを始める場合に、必要となる立木の取得や機械の導入のための資金の貸付けが受けられます。



● JAS規格認定の取得

製品の品質を証明できるJAS規格認定の取得や、製品の強度や含水率を測定できるグレーディングマシンの導入のための資金の貸付けが受けられます。これからの市場のニーズに対応するためには、厳密な品質管理が求められます。



● 森林認証の取得

森林認証の取得に必要な資金の貸付けが受けられます。持続可能な管理・経営を行う森林やそこから生産された木材の分別管理体制について森林認証を受けることにより、環境に配慮した木材として付加価値を高めることができます。



4

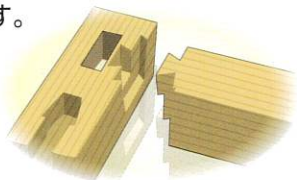
新たな木材産業部門の経営の開始

新たに合板製造、集成材製造、ラミナの生産、チップ製造、ペレット製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合が対象となります。

取り組みの例

● プレカット加工施設の導入

木造住宅に用いる構造材などにあらかじめ継手・仕口加工をするプレカット加工施設導入に貸付けが受けられます。製材品の付加価値を高めることができます。



● 木材チップ製造施設の導入

未利用材をその場でチップに加工できる移動式チッパーや、チップ加工施設を導入する場合に貸付けが受けられます。また、原料となる未利用材の搬入に必要な車両や機械の導入を併せて行う場合などにも貸付けが受けられます。



● 木質ペレット製造施設の導入

暖房や営農などに利用できる木質バイオマスエネルギーとして注目される、木質ペレットを製造する施設を導入する場合に貸付けが受けられます。また、製品の商品化に必要な機器なども、併せて対象となります。



新たに
木材産業を
スタートしたい
ときには…



ほかにも… ● オガ粉製造施設 ● 割り箸製造機械 など

ここに紹介したほかにも、事業者の創意工夫を活かしたさまざまな事業に活用できます。

5 林業労働に係る安全衛生施設の導入

防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打ち機、玉切り装置、人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、作業現場に設置する休憩施設などを導入する対象となります。

取り組みの例

●防振装置付きチェーンソーの導入

疲労のもととなる振動加速度値や騒音レベルなどが低い、安全衛生上の性能がより高いチェーンソーの導入に貸付けが受けられます。チェーンソーでの作業に疲労は禁物です。



●人員輸送車の導入

作業現場へ移動し、その現場で休憩所としても活用するための人員輸送車の導入に貸付けが受けられます。振動障害の防止のためには、休憩時間中にも身体を冷やさないことが重要です。



ほかにも…

●林業従事者が着用する安全装備品の購入



6 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレなどを備えた施設などを導入する対象となります。

取り組みの例

●シャワー施設の導入

林業作業後の汗を流せるシャワー室導入に貸付けが受けられます。毎日の作業が快適になります。

快適な作業環境づくりのために…



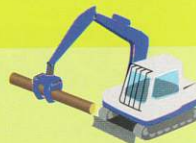
わたしは改善資金でこれを購入しました！

林業・木材産業 改善資金

人気ランキング

林業・木材産業改善資金はさまざま分野で活用されています。どんな貸付内容に人気があるのか、人気ベスト4をご紹介します。

1位 グラップル



2位 クレーン付きトラック

3位 フォワーダ

4位 フェラーバンチャー

4位 きのこ生産施設

※令和3年度貸付実績より(林野庁企画課調べ)。

優遇措置と 特例措置

より利用しやすい制度とするため、
林業・木材産業改善資金には
優遇措置と特例措置が設けられています。
以下に紹介しましょう。



優遇と特例を
上手に
活かそう！

1 税制優遇

本資金の貸付けを受けて、森林組合等が共同利用に供する機械及び装置(1台または1基の取得価格が330万円以上のもの)を取得した場合、**固定資産税(1.4%)が取得後3年間に限り、2分の1に軽減**されます。

対象者

- 森林組合 ● 森林組合連合会
- 中小企業等協同組合 ● 協業組合
(事業協同小組合、企業組合を除く)

2 償還期間の特例

森林経営管理法に基づき
経営管理実施権の設定を受けている方については、
償還期間が15年以内となります。

	対象となる施策(法律)	対象となる方	償還期間 (通常10年以内)	措置期間 (通常3年以内)
1	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	都道府県知事から「 林業経営改善計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	①伐採までの期間を長期化する森林施業と、特用林産物の生産を組み合わせた新たな林業部門の経営を開始 ②一体として整備することを相当とする森林において森林施業を効率的に行う林産物の新たな生産方式を導入する場合において、必要な調査を行い、作業路を開設もしくは改良し、機械・施設・資材を購入または設置するために必要な資金を借り入れる場合		
2	林業労働力の確保の促進に関する法律	都道府県知事から「 改善計画 」の認定を受けた方	15年以内	—
	特例を受ける要件等	林業労働に従事する者を確保するため、保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合		
3	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農林水産大臣から「 農工商等連携事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
	特例を受ける要件等	①新たな林業・木材産業部門の経営の開始または林産物の新たな生産・販売方式の導入に必要な資金を借り入れる場合 ②中小企業者の方が林業者・木材産業事業者が実施する①の措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合		
4	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「 生産製造連携事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	バイオ燃料製造業者の需要に適切に対応した農林漁業有機物資源の生産等を図るために必要な資金を借り入れる場合		
5	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「 木材製造高度化計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	公共建築物の整備に供する木材の供給能力の向上を図るために必要な資金を借り入れる場合		
6	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	農林水産大臣から「 総合化事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
	特例を受ける要件等	①新たな林業部門の経営の開始または林産物の新たな生産・販売方式の導入に必要な資金を借り入れる場合 ②促進事業者の方が林業者等の方が実施する①の措置を支援するために必要な資金を借り入れる場合		
7	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	市町村長・その他相当な機関から以下の①または②の証明を受け、かつ、原子力災害による影響を受けている方	13年以内*	6年以内*
	特例を受ける要件等	①主要な事業用資産が浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと ②林産物(その他加工品を含む)の売上げが平年に比して相当程度減少したことの証明を受けた方が林業・木材産業改善資金を借り入れる場合		
8	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	都道府県知事から「 特定増殖事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	5年以内
	特例を受ける要件等	成長に優れた種苗の母樹の増殖に必要な資金を借り入れる場合		
9	山村振興法	農林水産大臣・都道府県知事の同意を得た「 山村振興計画 」に基づく「 森林資源活用型地域活性化事業 」を実施する方	12年以内	5年以内
	特例を受ける要件等	未利用または利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業(森林資源活用型地域活性化事業)を行うのに必要な資金を借り入れる場合		
10	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	農林水産大臣・都道府県知事から「 事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	木材生産流通改善施設を整備するのに必要な資金を借り入れる場合		
11	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	都道府県知事から「 特定植栽事業計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	成長に優れた苗木の植栽に必要な資金を借り入れる場合		
12	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	都道府県知事から「 環境負荷低減事業活動計画 」または「 特定環境負荷低減事業活動計画 」の認定を受けた方	12年以内	—
	特例を受ける要件等	新たな林業・木材産業部門の経営の開始または林産物の新たな生産・販売方式の導入に必要な資金を借り入れる場合		

※①～⑥の特例を適用する場合の償還期間・措置期間については、それぞれ3年を足した期間となります。

●あなたが貸付けを受けるには

林業・木材産業 改善資金の

申請から交付まで

この資金を利用するには、都道府県から貸付けを受ける方法と、民間金融機関から貸付けを受ける方法の2つがあります。

まずは、関係機関の窓口へ



申請をお考えの方はまず、最寄りの森林組合、木材協同組合、都道府県の林業事務所等の「林業・木材産業改善資金」担当窓口へご相談下さい。

都道府県から貸付けを受ける場合

1 事業計画などを記載した貸付資格認定申請書及び貸付申請書を関係機関の窓口へ提出して下さい。

▼ 必要な書類の作成については
▼ 林業普及指導員にご相談下さい。

2 受理された書類は、都道府県が審査し、問題がなければ貸付けが決定されます。貸付決定の通知を受けたら、申請者は速やかに借用証書を提出して下さい。

3 都道府県は、借用証書を受理した後、林業・木材産業改善資金の貸付けを行います。

民間金融機関から貸付けを受ける場合

1 事業計画などを記載した貸付資格認定申請書を関係機関の窓口へ提出して下さい。

1 借入申込書を民間金融機関に提出して下さい。

2 貸付資格認定申請書は都道府県が審査し、問題がなければ、貸付資格の認定が、申請者と借入申込書が提出された民間金融機関に通知されます。

3 民間金融機関は貸付審査を行い、問題がなければ貸付けが決定されます。貸付決定の通知を受けたら、速やかに借用証書を提出して下さい。

4 民間金融機関は、借用証書を受理した後、林業・木材産業改善資金の貸付けを行います。

※民間金融機関から貸付けを受ける場合には、農林漁業信用基金による債務保証を受けることができます。なお、債務保証を受けるには、農林漁業信用基金への出資、保証料及び連帯保証人が必要となります。また、担保が必要となる場合があります。

※都道府県によっては、民間金融機関から貸付けを受ける方法がない場合があり、また、金融機関によっては取り扱っていない場合もあります。

※民間金融機関とは、農林中央金庫・森林組合連合会・木材協同組合連合会・銀行・信用金庫・農協・農協連合会・信用協同組合等を指します。